

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法第五十三条第一項前段の法人税割額)</p> <p>第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。</p> <p>2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。)</p>	<p>(法第五十三条第一項前段の法人税割額)</p> <p>第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。)は、同項に規定する予定申告法人(以下この条において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額(これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。</p> <p>2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。)</p>

以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。) に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別

以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。) に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別

帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額)

**第八条の九** 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、同条第二項に規定する連結法人(次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。)の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)

で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合に

て政令で定めるところにより計算した金額)

**第八条の九** 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、同条第二項に規定する連結法人(次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。)の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)

で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合に

においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので

においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十二条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので

、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

**第八条の十** 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一

、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項  
、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

**第八条の十** 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一

項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規

項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規

定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 略

定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 略



27 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第五項又は第十七項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

**第二十条の三** 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略

27 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第五項又は第十七項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

**第二十条の三** 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略



第二号	
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）
法第五十七条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項
前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法施行令第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
法人税法施行令第七項	生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなされた
第二項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
他の関連法人に	他の関連法人において同令第二十条の三
において同条第一項	第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
他の関連法人の	他の関連法人の前九年内事業年度の所得

第二号	
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）
法第五十七条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項

<p>前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額</p>	<p>の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額</p>
<p>法第五十七条第四項、第五項又は第九項の規定によりなものとされたもの及び同条第三項の規定により当該他の</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項の規定により当該他の</p>
<p>同条第二項に規定する未処理欠損金額</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等</p>
<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等</p>
<p>第五項の</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の</p>
<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額を</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を</p>

	同条第三項に	法第五十七條第三項に
法人税法施 行令第百十 二條第七項 第一號	欠損金額（法第 五十七條第一項 第六項 同條第二項又は 第六項 欠損金額と （同條第二項 第六項 同條第二項又は 第六項 二項若しくは第六項 二項若しくは第六項 欠損金額又は個別欠損金額と （同令第二十二條の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた法第五十七條第 二項 特定資産譲渡等 損失相当欠損金 額	基因して同令第二十條の三第一項又は第 二項の規定により読み替えられた法第五 十七條第二項 欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施 行令第二十條の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 一項 同令第二十條の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 二項若しくは第六項 欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施 行令第二十條の三第一項又は第二項の規
法人税法施 行令第百十	欠損金額（法第 五十七條第一項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施 行令第二十條の三第一項又は第二項の規

		二条第七項 第二号	
同条第二項又は第六項	同条第二項又は第六項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項若しくは第六項	定により読み替えられた法第五十七条第一項
欠損金額と	欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と	
同条第四項、第五項又は第九項	同条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項	
同条第一項	同条第一項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額	損金の額又は個別帰属損金額	
法第五十七条第四項、第五項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項	
同条第三項	同条第三項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項	
未処理欠損金額	未処理欠損金額等	未処理欠損金額等	
特定資産譲渡等損失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等	

法人税法施行令第一百十 二条第八項	第六項の 前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた第六項の 前項 、同条第一項の規定により読み替えられ た前項
法人税法施 行令第一百 二条第十一 項	第六項中 第五項から第八 項まで	同条第一項の規定により読み替えられた 第六項中 地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた第五項から第八 項まで
	第五項中	同令第二十条の三第一項の規定により読 み替えられた第五項中
	同条第二項又は 第六項の規定に より当該被合併 法人等」とある のは「当該適格 組織再編成等の 前に同条第二項 の規定により当 該内国法人の欠 損金額とみなさ れたもの、同条 第六項の規定に	同令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 二項の規定により当該内国法人 あるのは「当該適格組織再編成等の前に 同令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 二項の規定により当該内国法人

法人税法施 行令第一百 二条第八項	第五項の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた第五項の規定
	第五項中	同令第二十条の三第一項の規定により読 み替えられた第五項中
	同条第二項又は 第六項の規定に より当該被合併 法人等」とある のは「当該適格 組織再編成等の 前に同条第二項 の規定により当 該内国法人の欠 損金額とみなさ れたもの、同条 第六項の規定に	同令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 二項の規定により当該内国法人 あるのは「当該適格組織再編成等の前に 同令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 二項の規定により当該内国法人

項 第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第十二 項第一号イ	法第五十八條第 一項ただし書	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十八條第 一項ただし書	より当該内国法 人
項 第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第十二 項第一号イ	法第五十七條第 一項ただし書	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 一項ただし書	第六項中
項 第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第十二 項	法第五十九條第 一項	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 一項	第七項中
項 第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第十二 項	法第五十九條第 一項から第三項 まで	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 一項から第三項まで	第七項中
項 第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第十二 項	法第五十九條第 一項から第三項 まで	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 一項から第三項まで	第七項中

第一号イ(2)	法人税法施 行令第百十 二条第九項	法第五十八條第 一項ただし書	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十八條第 一項ただし書	より当該内国法 人
第一号イ(1)	法人税法施 行令第百十 二条第九項	法第五十七條第 一項ただし書	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 一項ただし書	
第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第九項	法第五十九條第 一項	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 一項	
第一号イ	法人税法施 行令第百十 二条第九項	法第五十九條第 一項から第三項 まで	地方税法施行令第二十條の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 一項から第三項まで	









法人税法施行令第百十六条の二第	第百十二条第十	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第十
二項の		
四項	第百十二条第十	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第十
二項中		

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略	略	略
法人税法第	連結事業年度に	個別欠損金額
五十九条第	おいて生じた第	
二項	八十一条の十八	
	第一項に規定す	
	る個別欠損金額	
	(当該連結事業	
	年度に連結欠損	
	金額が生じた場	
	合には、当該連	
	結欠損金額のう	
	ち当該内国法人	
	に帰せられる金	

法人税法施行令第百十六条の二第	第百十二条第九	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第九
項の		
四項	第百十二条第九	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第九
項中		

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略	略	略
法人税法第	連結事業年度に	個別欠損金額
五十九条第	おいて生じた第	
二項	八十一条の十八	
	第一項に規定す	
	る個別欠損金額	
	(当該連結事業	
	年度に連結欠損	
	金額が生じた場	
	合には、当該連	
	結欠損金額のう	
	ち当該内国法人	
	に帰せられる金	

法人税法施行令第五十七條	前項	法第五十七條第四項、第五項又は第九項	損金の額	第二号	法人税法施行令第五十七條第一項	欠損金額	同条第一項	額を加算した金額)	第五十七條第一項
地方税法施行令第二十條の三第一項又は	地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前項	同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項	損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）	第二号	地方税法施行令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項	欠損金額又は個別欠損金額	同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項	略	地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項

法人税法施行令第五十七條	前項	法第五十七條第四項、第五項又は第九項	損金の額	第二号	法人税法施行令第五十七條第一項	欠損金額	同条第一項	額を加算した金額)	第五十七條第一項
地方税法施行令第二十條の三第一項又は	地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前項	同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項	損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）	第二号	地方税法施行令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項	欠損金額又は個別欠損金額	同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項	略	地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項

行令第一百 二条第七項	第二項	は第二項の規定により読み替えられた法 第五十七条第二項
生じた欠損金額 とみなされた	生じた欠損金額又は個別欠損金額とみな された	
(法第五十七条 第二項	(同令第二十条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた法第五十七条 第二項	
他の関連法人に おいて同条第一 項	他の関連法人において同令第二十条の三 第一項又は第二項の規定により読み替え られた法第五十七条第一項	
他の関連法人の 前九年内事業年 度の所得の金額 の計算上損金の 額	他の関連法人の前九年内事業年度の所得 の金額の計算上損金の額又は個別帰属損 金額	
法第五十七条第 四項、第五項又 は第九項の規定 によりないもの とされたもの及 び同条第三項の 規定により当該 他の	同令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 四項若しくは第五項の規定によりないも のとされたもの及び同令第二十条の三第 一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第三項の規定により当 該他の	

同条第二項に規定する未処理欠損金額	同条第二項の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
特定資産譲渡等損失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等
第五項の額	同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の額
特定資産譲渡等損失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を
同条第三項に基因して同条第二項	法第五十七条第三項に基因して同条第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
法人税法施行令第一百十	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
二条第七項第一号	同条第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項若しくは第六項
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と







法人税法施行令第百十一項	法人税法施行令第百十一項 二条第十二項まで	法人税法施行令第五十九条第一項から第三項まで	第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該国内法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該国内法人	第六項中	第六項中	第七項中	第六項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項から第三項まで	第六項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項から第三項まで	第六項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項から第三項まで	第六項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項から第三項まで
法人税法施行令第百十一項	法人税法施行令第百十一項 二条第十二項まで	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項から第三項まで	第六項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項から第三項まで	第六項中	第六項中	第七項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中

法人税法施行令第百十一項	法人税法施行令第百十一項 二条第九項まで	法人税法施行令第五十九条第一項から第三項まで	第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該国内法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該国内法人	第六項中	第六項中	第七項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中
法人税法施行令第百十一項	法人税法施行令第百十一項 二条第九項まで	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項から第三項まで	第六項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項から第三項まで	第六項中	第六項中	第七項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中



法人税法施	前項の	二条第十二 項第二号	法第五十八条第 一項	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十八条第一項	一 項
		法人税法施 行令第百十 二条第十二 項第三号	法第五十七条第 一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 一項	一 項
略	地方税法施行令第二十条の三第二項の規	法人税法施 行令第百十 二条第十七 項	法第五十七条第 二項に規定する 未処理欠損金額 又は	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七条第二項に規定 する未処理欠損金額等については	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項に規定 する未処理欠損金額等については
		法人税法施 行令第百十 二条第十八 項	法第五十七條第 二項） 同条第四項に規 定する欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項） 地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 四項に規定する欠損金額等	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項） 地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 四項に規定する欠損金額等

法人税法施	前項の	二条第九項 第二号	法第五十八条第 一項	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十八条第一項	一 項
		法人税法施 行令第百十 二条第九項 第三号	法第五十七條第 一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 一項	一 項
略	地方税法施行令第二十条の三第二項の規	法人税法施 行令第百十 二条第十四 項	法第五十七條第 二項に規定する 未処理欠損金額 又は	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項に規定 する未処理欠損金額等については	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項に規定 する未処理欠損金額等については
		法人税法施 行令第百十 二条第十五 項	法第五十七條第 二項） 同条第四項に規 定する欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項） 地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 四項に規定する欠損金額等	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた法第五十七條第二項） 地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 四項に規定する欠損金額等

行令第一百 三条第六項	前項各号	定により読み替えられた前項の 同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた前項各号
法人税法施 行令第一百 三条第八項	同条第四項各号 に掲げる欠損金 額	同条第二項の規定により読み替えられた 法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金 額等
法人税法施 行令第一百 三条第八項 第二号	同項第一号に規 定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は 第二項の規定により読み替えられた前条 第七項第一号に規定する欠損金額又は個 別欠損金額
法人税法施 行令第一百 三条第九項	前項の	地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた前項の
法人税法施 行令第一百 三条第十一 項	前三項 同項第一号に規 定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた前三項 同令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条第 七項第一号に規定する欠損金額又は個別

行令第一百 三条第六項	前項各号	定により読み替えられた前項の
額	同条第四項各号 に掲げる欠損金 額	同令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた前項各号
額等	同条第二項の規定により読み替えられた 法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金 額	

		欠損金額	
略			
法人税法施行令第百十 六条の二第 四項	第百十二条第十 二項の 二項中	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規 定により読み替えられた第百十二 条第十 二項の	同令第二十 条の三第二 項の規定により読 み替えられた第百十二 条第十二項 中
略			

3 略

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十四項から第十六項までの規定の例によらないものとする。

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過

		略	
法人税法施行令第百十 六条の二第 四項	第百十二条第九 項の 項中	地方税法施行令第二十 条の三第二項の規 定により読み替えられた第百十二 条第九 項の	同令第二十 条の三第二 項の規定により読 み替えられた第百十二 条第九項 中
略			

3 略

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十一項から第十三項までの規定の例によらないものとする。

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過

した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度

した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度

の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第

の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第一項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第



六十八條の十五の四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額をいう。次号及び次項において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3及び4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

**第二十四条の七** 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額をいう。次号及び次項において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3及び4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

**第二十四条の七** 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

## (法第七十三条の六第一項の換地の取得)

第三十七条の十二 法第七十三条の六第一項に規定する政令で定める換地の取得は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に伴う換地の取得

のうち、次に掲げるもの以外

- 一 土地改良法第五十三条の三第一項（同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項）

にお

いて準用する場合を含む。）の規定により換地計画において定められた換地の取得（農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供する換地の取得を除く。）

- 二 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項）

## (法第七十三条の六第一項の換地の取得)

第三十七条の十二 法第七十三条の六第一項に規定する政令で定める換地の取得は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に伴う換地の取得（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）第十六条第二項又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）のうち、次に掲げるもの以外

- 一 土地改良法第五十三条の三第一項（同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画において定められた換地の取得（農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供する換地の取得を除く。）
- 二 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項並びに独立行政

において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 略

2527 略

28 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合(第二項、第六項又は第十八項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。

法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 略

2527 略

28 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合(第二項、第六項又は第十八項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市

町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法第七百一条の三十一第一項第一号ハの人口)

**第五十六条の十四** 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で定める人口は、最近の一月一日 現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者の数とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第八号の市場等)

**第五十六条の五十七** 略

2 略

3 法第七百一条の四十一第一項の表の第八号に規定する政令で定める保管施設は、専ら木材の保管の用に供される施設とする。

(指定都市等に該当しなくなった場合等の事業所税に関する規定の適用)

**第五十六条の八十四** 指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなつた場合における次に掲げる事業所税に係る地方団体の徴収金（当該市が指定都市等に該当しなくなった日（法第七百一条の三十一第一項第一号ハに掲げる市であつた市が、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなつた場合には当該人口が官報で公示された日とし、第五十六条の十四に規

(法第七百一条の三十一第一項第一号ハの人口)

**第五十六条の十四** 法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で定める人口は、最近の三月三十一日現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者の数とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第八号の市場等)

**第五十六条の五十七** 略

2 略

3 法第七百一条の四十一第一項の表の第八号に規定する政令で定める保管施設は、専ら木材の保管の用に供される施設で、その構造が簡易なものと総務省令で定めるものとする。

(指定都市等に該当しなくなった場合等の事業所税に関する規定の適用)

**第五十六条の八十四** 指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなつた場合における次に掲げる事業所税に係る地方団体の徴収金（当該市が指定都市等に該当しなくなった日（法第七百一条の三十一第一項第一号ハに掲げる市であつた市が、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなつた場合には当該人口が官報で公示された日とし、第五十六条の十四に規

定する人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなった場合には当該該当しなくなった日の属する年の一月二日とする。以下本項において「非適用日」という。）前に収入されているものを除く。  
（）については、当該市を指定都市等とみなして法の規定中事業所税に関する部分を適用する。

一及び二 略

2 前項の規定は、廃置分合又は境界変更により指定都市等である市の区域の全部又は一部が指定都市等でない市町村の区域に属することとなった場合における当該区域の全部又は一部に係る事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課する事業所税に係る地方団体の徴収金について準用する。この場合において、同項中「当該市が指定都市等に該当しなくなった日（法第七百一条の三十一第一項第一号ハに掲げる市であった市が、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなった場合には当該人口が官報で公示された日とし、第五十六条の十四に規定する人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなった場合には当該該当しなくなった日の属する年の一月二日とする。以下」とあるのは「指定都市等である市の区域の全部又は一部が指定都市等でない市町村の区域に属することとなった日（以下）」と、「当該市を指定都市等」とあるのは「当該市町村を指定都市等」と読み替えるものとする。

（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

定する人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなった場合には当該該当しなくなった日の属する年の四月一日とする。以下本項において「非適用日」という。）前に収入されているものを除く。  
（）については、当該市を指定都市等とみなして法の規定中事業所税に関する部分を適用する。

一及び二 略

2 前項の規定は、廃置分合又は境界変更により指定都市等である市の区域の全部又は一部が指定都市等でない市町村の区域に属することとなった場合における当該区域の全部又は一部に係る事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課する事業所税に係る地方団体の徴収金について準用する。この場合において、同項中「当該市が指定都市等に該当しなくなった日（法第七百一条の三十一第一項第一号ハに掲げる市であった市が、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなった場合には当該人口が官報で公示された日とし、第五十六条の十四に規定する人口が三十万未満となることにより指定都市等に該当しなくなった場合には当該該当しなくなった日の属する年の四月一日とする。以下」とあるのは「指定都市等である市の区域の全部又は一部が指定都市等でない市町村の区域に属することとなった日（以下）」と、「当該市を指定都市等」とあるのは「当該市町村を指定都市等」と読み替えるものとする。

（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。））、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十三条の十四五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで、第百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

#### 附則

##### （還付加算金の割合の特例）

**第三条の二** 当分の間、第九条の五第一項（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の八の五第一項、第九条の九第一項、第九条の九の四第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第九条の九の七第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の九の五第一項、第四十八条

本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。））、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十三条の十四五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで、第百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条から第八条の四まで、第九条第十五項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

#### 附則

##### （還付加算金の割合の特例）

**第三条の二** 当分の間、第九条の五第一項（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の八の五第一項、第九条の九第一項、第九条の九の四第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第九条の九の七第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条の九の五第一項、第四十八条

の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第二項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（法附則第三条の二第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合

とする。

2  
略

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五條、第七十二條の四十五の二及び第三百二十七條に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第二項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された

の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第二項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（法附則第三条の二第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に○・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2  
略

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本条  
において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第二項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された

法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。）が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2  
略

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

**第四条の五** 法附則第五条の七第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同

法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下本条において同じ。）が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2  
略

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

**第四条の五** 法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同



項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2 法附則第五条の七第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2 法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等の特例）

**第五条の二** 市町村が平成十九年四月から平成二十年三月までの各月において法第四十二条第三項の規定によつて道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額のうち平成十八年度までにおいて

課した個人の道府県民税（平成十九年度の収入となるべきものを除く。以下この項において同じ。）に係る地方団体の徴収金に係る部分の額は、第八条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該各月の前月中に納付又は納入のあつた平成十八年度までにおいて課した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と同年度までにおいて課した個人の市町村民税（平成十九年度の収入となるべきものを除く。）に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）を、平成十九年三月三十一日現在によつて算定した当該市町村の平成十八年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合（平成十九年度において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村（以下この条において「存続市町村」という。）にあつては、当該廃置分合又は境界変更があつた日現在によつて算定した当該存続市町村が徴収すべき個人の道府県民税の課税額のうち平成十八年度までにおいて課されたもの（平成十九年度の収入額となるべきものを除く。）の合計額と当該存続市町村が徴収すべき個人の市町村民税の課税額のうち平成十八年度までにおいて課されたもの（平成十九年度の収入額となるべきものを除く。）の合計額との割合。第三項において「平成十九年度あん分率」という。）によつてあん分して算定した額とする。

2 | 道府県が平成十九年四月から平成二十年三月までの各月において法第四十八条第六項の規定によつて市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額のうち平成十八年度までにおいて課された

個人の市町村民税（平成十九年度の収入となるべきものを除く。）に係る地方団体の徴収金に係る部分の額については、第八条第六項の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。

- 3 市町村が平成二十年四月から平成二十四年三月までの各月において第四十二条第三項の規定によつて道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額のうち平成十八年度までにおいて課した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る部分の額は、第八条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該各月の前月中に納付又は納入のあつた同年度までにおいて課した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と同年度までにおいて課した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）を、平成十九年度あん分率（平成二十年度から平成二十三年度までにおいて市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における存続市町村にあつては、当該廃置分合又は境界変更があつた日現在によつて算定した当該存続市町村が徴収すべき個人の道府県民税の課税額のうち平成十八年度までにおいて課されたものの合計額と当該存続市町村が徴収すべき個人の市町村民税の課税額のうち平成十八年度までにおいて課されたもの合計額との割合）によつてあん分して算定した額とする。
- 4 道府県が平成二十年四月から平成二十四年三月までの各月において第四十八条第六項の規定によつて市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額のうち平成十八年度までにおいて課された個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る部分の額については、第八条第六項の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第五条の二 略

2 略

- 3 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の二第一項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十一の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第一項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の十七第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第五条の三 略

2 略

- 3 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の二第一項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十一の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第一項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の十七第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。

**第五条の三** 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四

号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応

**第五条の四** 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四

号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応

した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条

した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条

の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略		
第四十八条の十の二第一項	第八条の十三第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項
第四十八条の十の六第一項	第八条の十七第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項
第四十八条の十の九第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十の十二第一項	第八条の二十三第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の

の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略		
第四十八条の十の二第一項	第八条の十三第一項	附則第五条の四の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項
第四十八条の十の六第一項	第八条の十七第一項	附則第五条の四の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項
第四十八条の十の九第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の四の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十の十二第一項	第八条の二十三第一項	附則第五条の四の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の

額の還付の手続)

第五条の四 略

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

第六条 略

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2～5 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2～15 略

16 法附則第十一条第十二項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一及び二 略

三

額の還付の手続)

第五条の五 略

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

第六条 略

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2～5 略

6 法附則第十条第六項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号ロに規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 略

2～15 略

16 法附則第十一条第十二項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一及び二 略

三 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律



条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が製造又は加工の用に供する家屋

- 17 法附則第十一条第十三項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。
- 一 四 略

- 18 法附則第十一条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 略

2及び3 略

- 4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十

条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が製造又は加工の用に供する家屋

- 17 法附則第十一条第十四項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。
- 一 四 略

- 18 法附則第十一条第十四項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 略

2及び3 略

- 4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十

二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5 26 略	略	第九十三条第五項	利子税	延滞金	略	署長	納税地の所轄税務	財務省令	第七十条の四第九項	前項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の四の二、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項
									署長	納税地の所管税務	財務省令

二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5 26 略	略	第九十三条第四項	利子税	延滞金	略	署長	納税地の所管税務	財務省令	第七十条の四第九項	前項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の四の二、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項
									署長	納税地の所管税務	財務省令

(固定資産税等の非課税の適用を受ける固定資産の範囲)

第十条の三

① 法附則第十四条第一項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速

道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業)の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する固定資産のうち、道路法第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

2 法附則第十四条第二項に規定する政令で定める市街地の区域は、千葉市の区域、東京都特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で総務省令で定めるものと

(固定資産税等の非課税の適用を受ける固定資産の範囲)

第十条の三

法附則第十四条第一項に規定する独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

2 法附則第十四条第二項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業)の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する固定資産のうち、道路法第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

3 法附則第十四条第三項に規定する政令で定める市街地の区域は、千葉市の区域、東京都特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で総務省令で定めるものと

する。

3| 法附則第十四条第二項に規定する政令で定める公共の用に供する飛行場は、成田国際空港及び新千歳空港とする。

4| 法附則第十四条第二項に規定する政令で定める区域は、航空法第四十条の規定により告示された進入表面、転移表面又は水平表面の投影面の区域とする。

5| 法附則第十四条第三項に規定する独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

#### 第十一条 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜ニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること

する。

4| 法附則第十四条第三項に規定する政令で定める公共の用に供する飛行場は、成田国際空港及び新千歳空港とする。

5| 法附則第十四条第三項に規定する政令で定める区域は、航空法第四十条の規定により告示された進入表面、転移表面又は水平表面の投影面の区域とする。

6| 法附則第十四条第四項に規定する独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

#### 第十一条 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜ニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること

と。

(1) その容積が六千立方メートル以上のものであること。

(2) 及び(3) 略

へ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 及び(2) 略

(3) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる

電動式密集棚装置、同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項第六号に掲げる搬出貨物表示装置のいずれかが設けられているものであること。

(4) 略

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる

電動式密集棚装置、同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項第六号に掲げる搬出貨物表示装置のいずれかが設けられているものであること。

(3) 略

二 略

3 法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

と。

(1) その容積が五千立方メートル以上のものであること。

(2) 及び(3) 略

へ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 及び(2) 略

(3) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる

電動式密集棚装置又は同項第五号に掲げる自動化保管装置のいずれかが設けられているものであること。

(4) 略

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる

電動式密集棚装置又は同項第五号に掲げる自動化保管装置のいずれかが設けられているものであること。

(3) 略

二 略

3 法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一及び二 略

三 垂直型連続運搬装置（四隅のチェーン又はワイヤーロープにより駆動されるものであり、かつ、総務省令で定める荷載制限重量その他の基準に適合するものに限る。）

四及び五 略

六 搬出貨物表示装置（貨物の搬出を効率的に行うために必要な情報を表示する装置をいい、当該表示が遠隔集中制御により行われるものであり、かつ、総務省令で定める表示器の設置数その他の基準に適合するものに限る。）

4～6 略

一及び二 略

三 垂直型連続運搬装置（四隅のチェーンにより駆動されるものであり、かつ、総務省令で定める荷載制限重量その他の基準に適合するものに限る。）

四及び五 略

4～6 略

7 法附則第十五条第五項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

8 法附則第十五条第五項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

9 法附則第十五条第五項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテ

7| 法附則第十五条第五項に規定する沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

8| 法附則第十五条第六項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

9| 法附則第十五条第七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

10| 法附則第十五条第八項に規定する設備で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）

ナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

三 休憩施設の用に供する固定資産

四 コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋

10| 法附則第十五条第六項に規定する沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

11| 法附則第十五条第七項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

12| 法附則第十五条第八項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

13| 法附則第十五条第九項に規定する設備で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）

第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

11) 法附則第十五条第十項に規定する設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる

設備で総務省令で定めるものとする。

- 一 電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備であつて、一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号において同じ。）が一億五千万円以上の設備
- 二 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備であつて、一基の取得価額が二千万円以上の設備

第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

14) 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるものは、一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備で総務省令で定めるものとする。

15) 法附則第十五条第十二項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- 一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人
- 二 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人（前号に掲げる法人を除く。）

16) 法附則第十五条第十二項に規定する改良工事で政令で定めるものは、



12| 法附則第十五条第十二項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

13| 法附則第十五条第十二項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

14| 法附則第十五条第十二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十二項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

17| 法附則第十五条第十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

18| 法附則第十五条第十二項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

19| 法附則第十五条第十四項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

20| 法附則第十五条第十四項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

21| 法附則第十五条第十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十四項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

15) 法附則第十五条第十三項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

16) 法附則第十五条第十五項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

17) 法附則第十五条第十六項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

18) 法附則第十五条第十六項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

22) 法附則第十五条第十五項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

23) 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

24) 法附則第十五条第十八項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

25) 法附則第十五条第十八項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

19| 法附則第十五条第十七項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

20| 法附則第十五条第十八項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

21| 法附則第十五条第十九項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

22| 法附則第十五条第二十項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

26| 法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

27| 法附則第十五条第二十項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

28| 法附則第十五条第二十一項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

29| 法附則第十五条第二十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

23 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

24 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

25 法附則第十五条第二十二項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

26 法附則第十五条第二十二項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

27 法附則第十五条第二十三項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 六 略

28 法附則第十五条第二十六項に規定する政令で定める施設は、同項に規

30 法附則第十五条第二十三項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

31 法附則第十五条第二十三項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

32 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める者は、第七項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人

から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

33 法附則第十五条第二十五項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 六 略

34 法附則第十五条第二十八項に規定する政令で定める施設は、同項に規

定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

29) 法附則第十五条第二十七項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

30) 法附則第十五条第二十七項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産
- 三 休憩施設の用に供する固定資産

定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

35) 法附則第十五条第二十九項に規定する設備で政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

36) 法附則第十五条第三十項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第九項に規定する固定資産

とする。

四 コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋

31| 法附則第十五条第二十八項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

32| 法附則第十五条第二十九項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

33| 法附則第十五条第二十九項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものであるものとする。

一 三 略

34| 法附則第十五条第三十項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

35| 法附則第十五条第三十二項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第六

37| 法附則第十五条第三十一項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

38| 法附則第十五条第三十二項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

39| 法附則第十五条第三十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものであるものとする。

一 三 略

40| 法附則第十五条第三十三項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

41| 法附則第十五条第三十五項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第六

十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。)への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

36| 法附則第十五条第三十三項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

37| 法附則第十五条第三十三項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

38| 法附則第十五条第三十三項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第三十六項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第三十六項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

39| 法附則第十五条第三十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積み貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する家屋及び償却資産

二 宿舍の用に供する家屋及び償却資産

三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。)への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

42| 法附則第十五条第三十六項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

43| 法附則第十五条第三十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

44| 法附則第十五条第三十六項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第四十二項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第四十二項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 略

23 略

23 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が五十万円を超えるものとする。

24 略

29 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額(当該改修工事の費用に充てるために地方公共団体から補助金等(当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。)の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費(以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。)の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項において「介護予防住宅改修費」という。)の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額)が五十万円を超えるものとする。

30 略

36 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額が五十万円を超えるものとする。

37 略

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 略

23 略

23 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が三十万円以上であるものとする。

24 略

29 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額(当該改修工事の費用に充てるために地方公共団体から補助金等(当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。)の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費(以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。)の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項において「介護予防住宅改修費」という。)の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額)が三十万円以上であるものとする。

30 略

36 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額が三十万円以上であるものとする。

37 略



(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける家屋等の範囲)

第十二条の二 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第一項に規定する災害により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項から第三項までにおいて「災害被災家屋」という。）の所有者（当該災害被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の二第一項に規定する取得され、又は改築された家屋（次項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により災害被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定

した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）に、災害被災家屋の床面積（当該災害被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該災害被災家屋の専有部分の床面積とし、当該災害被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該災害被災家屋に係る持分の割合を当該災害被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）を乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、災害被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の

適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額)に、災害被災家屋の床面積(当該災害被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

3| 前項(第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に定めるもののほか、災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときの同項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

4| 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第二項に規定する災害により滅失し、又は損壊した償却資産(以下この項及び次項において「被災償却資産」という。)の所有者(当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された

法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 | 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。）  
前項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合によつて法附則第十六条の二第二項に規定する取得され、又は改良された償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合の代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。）  
前項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が前項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合は、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

6 | 法附則第十六条の二第三項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域とする。

7 | 第一項の規定は法附則第十六条の二第三項に規定する政令で定める者

第二十二條 削除

(旧民法第三十四條の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一條第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六條の八第一項第一号、第三十六條の九第一項第二号、第三十六條の十第一項第一号、第四十九條の十二第

について、第二項の規定は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

8 第一項（第七項において準用する場合を含む。）又は第四項に規定する者が法附則第十六條の二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九條の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な規定は、総務省令で定める。

(法附則第四十條の政令で定める者等)

第二十二條 法附則第四十條に規定する政令で定める者は、附則第十一條第三十二項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十條に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第十一條第七項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四條の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一條第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六條の八第一項第一号、第三十六條の九第一項第二号、第三十六條の十第一項第一号、第四十九條の十二第

一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに附則第十一条の二第二項第二号の規定を適用する。

2／9 略

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

**第二十七条の二** 法附則第四十四条の二第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第一項中「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項）同条第二項の規定により適用される場合を含む。」の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第二項の表中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第二項中「又は第三十五条第一項」とある

一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第七項及び第三十二項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2／9 略

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

**第二十七条の二** 法附則第四十四条の二第一項（同条第二項の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第一項中「又は第三十五条の二第一項」とあるのは「又は第三十五条の二第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項）同条第二項の規定により適用される場合を含む。」の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第二項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第二項中「又は第三十五条第一項」とある

のは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 法附則第四十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第二項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者

のは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

3

法附則第四十四条の二第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一項」とあるのは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第八項の表中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成

2

法附則第四十四条の二第三項

の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「又は第三十五条の二第一項」とあるのは「又は第三十五条の二第一項

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項

の規定により適用される場合を含む。

以下この項において同じ。）と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項

の規定により適用される場合を含む。）と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一項」とあるのは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項

の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第

八項の表中「第三十六条」とあるのは「第三十六条

（東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成



二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。」  
と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

4 法附則第四十四条の二第五項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋(以下この項において「旧家屋」という。)を同条第五項の被相続人がその取得(建設を含む。以下この項において同じ。)をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第一項  
の規定により適用される場合を含む。」  
と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

19 ～ 30 略	町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。 震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市	18 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める区域は、東日本大	2 ～ 17 略
19 ～ 30 略	町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。 震災に際し災害救助法	18 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める区域は、東日本大	2 ～ 17 略

附則第五条による改正（市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）） 新旧対照条文

改 正 案	現 行
<p>（合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口）</p> <p><b>第三十七条</b> 法第十六条第二項ただし書に規定する政令で定めるところにより算定した人口は、三十万を第一号に規定する人口で除して得た数値に第二号に規定する人口を乗じて得た人口とする。</p> <p>一 合併関係市町村の人口（市町村の合併が行われた日（以下この号において「合併期日」という。）前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の一月一日 現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数をいう。ただし、合併関係市町村のうち、その区域の一部が合併市町村の区域の一部となったものにあつては、合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の一月一日 現在において同法に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数を合併期日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による人口又は合併期日前の直近の一月一日 現在において同法に基づき住民基</p>	<p>（合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口）</p> <p><b>第三十七条</b> 法第十六条第二項ただし書に規定する政令で定めるところにより算定した人口は、三十万を第一号に規定する人口で除して得た数値に第二号に規定する人口を乗じて得た人口とする。</p> <p>一 合併関係市町村の人口（市町村の合併が行われた日（以下この号において「合併期日」という。）前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の三月三十一日現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数をいう。ただし、合併関係市町村のうち、その区域の一部が合併市町村の区域の一部となったものにあつては、合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の三月三十一日現在において同法に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数を合併期日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による人口又は合併期日前の直近の三月三十一日現在において同法に基づき住民基</p>

本台帳に記載されている者の数をいう。次号において同じ。( )のうち最も多いもの

二略

本台帳に記載されている者の数をいう。次号において同じ。( )のうち最も多いもの

二略